（海水等温度差発電設備に係る電気事業法施行規則の特例）

第十八条　［略］

2　前項の認定の申請に係る法第四条第一項の構造改革特別区域計画には、法第四条第二項第二号の特定事業の内容として次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　［略］

三　当該海水等温度差発電設備における定期自主検査を行う時期

四　前号の時期による定期自主検査により、当該海水等温度差発電設備が電気事業法第三十九条第一項に規定する技術基準に適合することを証明する次に掲げる事項に関する記録及び文献その他の資料

イ～ハ　［略］

3　［略］

（研究開発用温泉熱利用発電設備に係る電気事業法施行規則の特例）

第三十二条　地方公共団体が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域内に次の各号を満たす汽力（温泉熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの（以下この条において「研究開発用温泉熱利用発電設備」という。）を設置する必要があると認めて、法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る研究開発用温泉熱利用発電設備については、次項第二号の期間に限り、電気事業法施行規則第六十五条第一項第一号、第七十九条第一号及び第九十四条第一号の規定は、適用しない。

一～四　［略］

2　前項の認定の申請に係る法第四条第一項の構造改革特別区域計画には、法第四条第二項第二号の特定事業の内容として次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五　［略］

六　保安上必要な措置として、当該認定に係る研究開発用温泉熱利用発電設備について、電気事業法施行規則第五十条第三項に掲げる事項に相当する事項

3　［略］

別表（第三十三条関係）

番号	事業の名称	関連条項
一～十	［略］	［略］
十一	海水等温度差発電設備の定期自主検査時期変更事業	［略］
十一～二十三	［略］	［略］

（海水等温度差発電設備に係る電気事業法施行規則の特例）

第十八条　［略］

2　［同上］

一・二　［略］

三　当該海水等温度差発電設備における定期事業者検査を行う時期

四　前号の時期による定期事業者検査により、当該海水等温度差発電設備が電気事業法第三十九条第一項に規定する技術基準に適合することを証明する次に掲げる事項に関する記録及び文献その他の資料

イ～ハ　［略］

3　［略］

（研究開発用温泉熱利用発電設備に係る電気事業法施行規則の特例）

第三十二条　地方公共団体が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域内に次の各号を満たす汽力（温泉熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの（以下この条において「研究開発用温泉熱利用発電設備」という。）を設置する必要があると認めて、法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る研究開発用温泉熱利用発電設備については、次項第二号の期間に限り、電気事業法施行規則第六十五条第一項第一号、第七十九条第一号及び第九十四条第一項の規定は、適用しない。

一～四　［略］

2　［同上］

一～五　［略］

六　保安上必要な措置として、当該認定に係る研究開発用温泉熱利用発電設備について、電気事業法施行規則第五十条第一項に掲げる事項に相当する事項

3　［略］

別表（第三十三条関係）

［同上］	［同上］	［同上］
一～十	［略］	［略］
十一	海水等温度差発電設備の定期事業者検査時期変更事業	［略］
十一～二十三	［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。